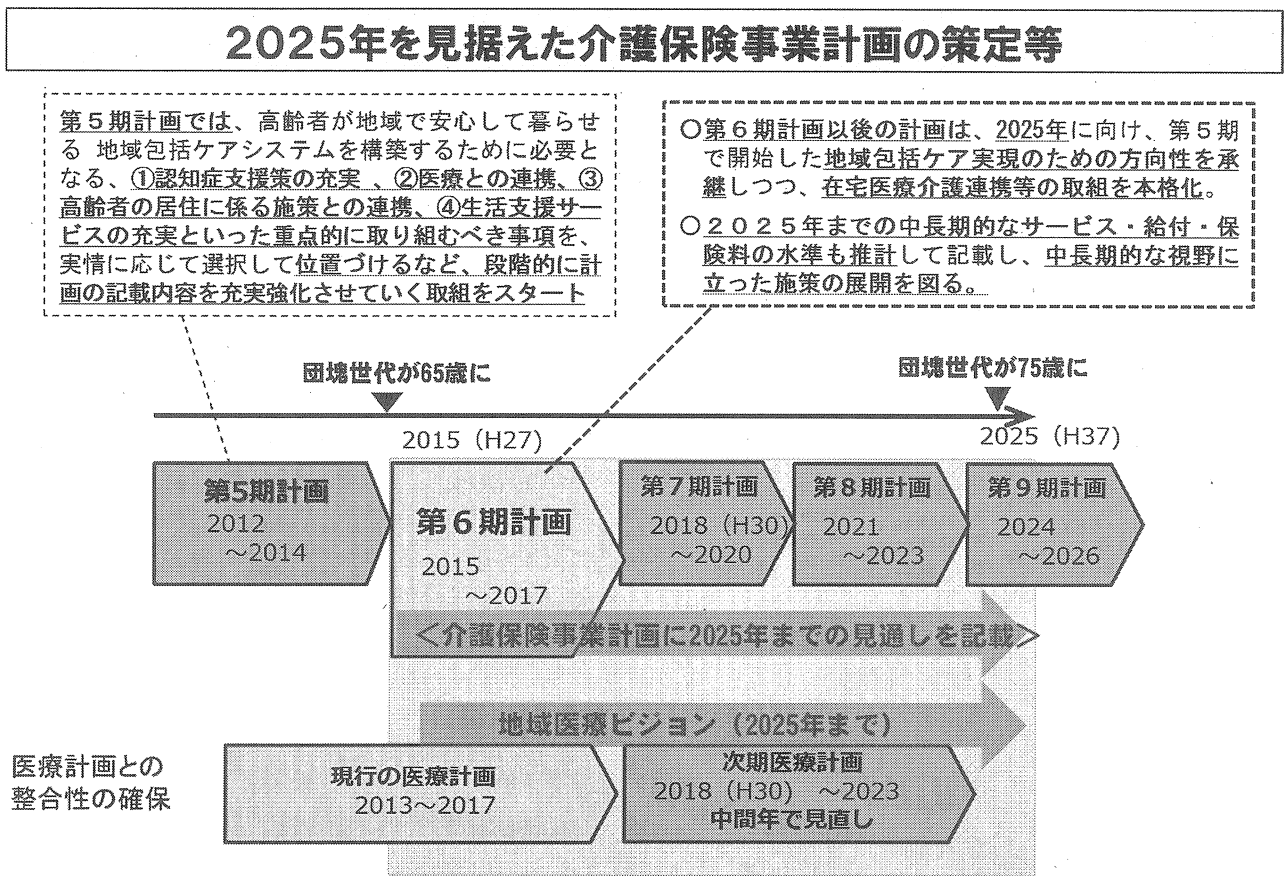


# 1 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険事業（支援）計画の実施について

「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、認知症や重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を段階的に進めていく必要がある。

このため、第6期介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）においては、各保険者が2025年までの中長期的なサービス給付・保険料水準の推計等を行った上で、これを踏まえて地域の特性に応じた第6期計画を策定するようお願いしているところである。

一方、医療の関係では、次年度以降、都道府県は医療計画の一環として地域医療ビジョンを策定することとされており、こうした中で、各保険者や都道府県においては、第6期計画に位置づけた介護基盤の整備や地域包括ケアシステムの実現に向け重点的に取り組む事項を着実に進めていくことが重要である。



また、先般の全国厚生労働関係部局長会議においてお示ししているとおり、現在、各地域の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握することができるように、地域包括ケア「見える化」システムに第6期計画で定める計画値を反映させ、各保険者や都道府県における計画の進捗管理等の支援の検討を進めているところである。

各保険者や都道府県におかれては、取組事例の共有や施策検討、毎年度の進捗状況の評価に当たって、積極的に「見える化」システムの活用をしていただきたい。

なお、平成23年度以降、厚生労働省が運用を行ってきた介護政策評価支援システムについては、「見える化」システムへ各指標の内容を引き継ぎ、平成27年3月31日をもって運用を終了するので、各都道府県においては、管内の保険者への周知をお願いします。

### 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)

